

# 滋賀県立河瀬高等学校 部活動に係る活動方針

## 1. 本校部活動についての基本方針

「滋賀県立河瀬高等学校 部活動に係る活動方針」は本校の多様な部活動の在り方及び伝統を尊重しつつ、県の「部活動の指導について」（平成30年7月改訂 滋賀県教育委員会）に示された「部活動のあり方についての方針」に原則として基づくものである。

## 2. 部活動の意義

学年や学級の枠を超えた集団による活動であり、興味・関心を共有する者同士が活動する中で、個々の能力を高めあい、また好ましい人間関係を築き、自分の生活を豊かにしていく場である。さらに、生徒個々の自主性を育成し、その中で学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養を図るという面からも有意義な活動である。

## 3. 部活動の目標

※学習と両立させながら、能力・適性などの伸長を図り、自主的・積極的に活動する姿勢を育てる。

※人間的な触れ合いを基本として、望ましい集団形成に努める。

※生徒個々が興味を持ち、豊かな生活を築いていく姿勢を育てる。

## 4. 部活動の運営・管理

### ① 活動時間及び休養日について

- ・1日の活動時間は、平日は概ね3時間以内、週休日及び学校の休業日は概ね4時間以内とする。ただし、練習試合などがある場合はその限りではない。
- ・原則として週1日、週休日・祝日については月2日程度を休養日とする。大会日程等の関係で、予定していた週休日に活動する場合は、その前後2週間のうちに休養日を設定する。また、部活動の競技・部門・種目等の特性や学校の特色、または一時的な事情により、上記の部活動に係る基準を適用することが困難な場合、その取扱いについては学校長が判断する。

### ② 学校単位で参加する大会・試合・コンクールなどについて

- ・高体連、高文連、高野連が主催、共催、後援する大会
- ・その他の大会については、生徒の健康面、学習面、保護者の経済的負担等に十分配慮した活動計画の下、精査し校長が許可する。

### ③ 練習計画について

- ・活動計画・報告や行事などの連絡を適宜行う。その際、活動内容や活動時間については生徒の実態を考慮し効果的なものとなるよう工夫する。
- ・考査一週間前・考査中の活動においては原則1時間程度の調整練習は許可する。ただし、週休日は禁止とする。また、考査直後に公式戦が実施されるなど特別な事情がある場合はその限りではない。
- ・校外活動（合宿・遠征等学校を離れての活動）においては、けがや事故の防止に努め、無理のない計画を立てる。

### ④ 体罰・ハラスメントの防止

- ・部活動の指導にあたっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は行わない。

**⑤ 部費・会計等**

・適切な会計処理を行い、年に1回は必ず会計報告を行う。また臨時徴収した際は、その都度会計報告を行う。

・遠征・合宿・定期演奏会等については、保護者に過度な負担をかけないように十分に精査するとともに年間活動計画等、事前の周知に努める。

**⑥ 熱中症・落雷事故等の防止**

・熱中症や落雷等には細心の注意を払い、気候や天候情報の収集と周知に努め、無理な活動をさせない。

熱中症対策として、活動中はこまめに水分・塩分補給を行い、適切に休憩時間を確保する。

・熱中症予防やAED等の講習会を行い、生徒が自ら身を守れるよう安全指導に努める。

**⑦ 緊急時の対応について**

・生徒のけがや事故に対しては「緊急時の役割・協力体制」、「救急対応フローチャート」に、災害発生時は「防災マニュアル」に基づき、管理職・養護教諭・学級担任等が早急に情報共有して生徒・保護者対応にあたる。